

相談の受付件数

令和4年1～3月の受付件数は計281件。
 (うち北海道4件、東北10件、関東60件、北陸10件、中部24件、近畿98件、中国26件、四国1件、九州47件、沖縄1件)

相談者の属性

相談者の属性は、全281件のうち、
 建設業者(元請)84件、建設業者(下請)59件、建設業者(その他)78件、発注者(公共)3件、発注者(民間)7件、不明12件、その他38件

主な相談内容その1

- ・ 軽微な工事の判断について、例えば機械器具の設置で、設置工事のみ依頼する場合は、機械器具代金も含めて判断すべきか。
 - ➡ 軽微な工事については、請負金額で判断するのではなく、材料等を提供する場合は、その費用と運搬費、消費税込みで判断する必要がある。したがって、機械器具の製品費用等を含めなくてはならない。
- ・ 施工体制台帳に添付する作業員名簿について、警備員や資材運搬員も記載が必要となるのか。
 - ➡ 建設業法では、施工体制台帳に記載する内容は建設業者に限られ、建設業以外の業種については記載は不要。
- ・ 契約内容等について合意はしているが、施主側の社内決裁に時間を要しており、予定している工期を遵守する場合、現場着手を遅らせることができない。この場合、施主側からの指示をもって、締結前に現場着手しても法的に問題ないだろうか。
 - ➡ 法的に締結前の現地着手は違法となる。施主側の社内決裁での時間が問題になるのであれば、その旨協議し、工期を延長することなどをして契約内容に盛り込むことの協議を行う必要がある。又、結果的にそのような工期を圧縮された形で締結することは、場合によっては著しく短い工期にあたる可能性もありその場合は法令違反となる。

【相談内容分類】		件数
建設業法全般	①技術者関係	46
	②建設業許可関係	46
	③その他建設業法関係	107
社会保険全般	④社会保険加入関係	20
	⑤法定福利費関係	13
	⑥その他社会保険関係	0
	⑦請負契約関係	31
	⑧その他	16

※各相談内容は、上記①～⑧の分類うち、複数の内容に該当するものもあるため、全相談件数と一致しない場合があります。

主な相談内容その2

- 2次下請が一人親方である場合、元請に請求すべき法定福利費はあるのか。
 - ➡ 一人親方の場合、国民健康保険・国民年金が加入すべき保険である。これらに係る保険料は個人において負担するものであるため、「法定福利費」として取り扱われるものではない。ただし、一人親方は請負代金の中で、国民健康保険・国民年金の保険料を負担する必要があるため、それを適正に反映させた請負代金を支払う必要がある。そのため、一人親方が負担する社会保険料を含めて請負代金として、元請に請求する必要がある。
- 建設業法施行規則第13条の4に記載の「建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法」について教えて頂きたい。通常、紙契約の場合は記名押印が必要であるが、電子契約の場合、電子契約システムから印刷するものについては押印は必要ないと施主から言われている。それについてこちらの認証行為はどのようにすればよいか。
 - ➡ そのシステムから印刷するから押印は必要ないというものではなく、電子契約システムについては、当事者間において電子認証等ができればいけない。
- 全体工期が6/30までだが、下請の工期が4/30で終わる場合、その下請の専任主任技術者は5/1は他の現場に従事できるか。
 - ➡ 下請の技術者に専任が求められるのは下請の施工期間及びさらにその下請の施工期間であるので、他工事に従事可能である。
- 同一敷地内にマンション2棟（1棟1億）を別々に契約し建築する場合、監理技術者は兼任できるか。
 - ➡ 対象となる工作物に一体性がないため、兼任不可。
- 建設業法19条において、建設工事の請負契約の当事者は契約書面をそれぞれ交付しなければならないとあるが、これは2部作成し署名押印のうえそれぞれが持つという意味でよいか。例えば正本1部にコピーしたものを渡しても問題ないのか。
 - ➡ 2部作成したものをそれぞれが持つのが正しい。